

平成27年度

あきる野市社会福祉協議会 事業計画

1 基本方針

平成27年度における福祉分野においては、生活困窮者自立支援法の施行と、介護保険制度の改正が挙げられる。

生活困窮者自立支援法は、生活困窮者の自立を支援するためのもので、福祉事務所を設置している自治体は、自立相談支援事業を行うことになっており、あきる野市も4月より、生活困窮者が相談できる窓口が設置される。また、生活困窮者が就労できるよう各種支援を実施し、失業などにより一時的に住む家を確保できない人のために、家賃を補助する制度も盛り込まれた。この制度の対象者が社会福祉協議会（以下、「社協」という）の行っている生活福祉資金の対象者と重なる部分があり、両制度の担当部署の連携が大きな課題となっている。

一方、介護保険制度の今回の改革は、平成18年度の改正を上回る大きな制度改革となり、医療・介護一体改革に向けた制度改革の第一歩として、「医療から介護へ」、「施設から在宅へ」の方向を踏まえた改革であり、要支援1及び2の対象者について介護保険の予防給付から訪問介護と通所介護が縮小され、対応するサービスについて地域支援事業が再編成される。これにより、社協が行っている「有償家事援助サービス」が再び注目されることになると思われる。

このように福祉分野の大きな改正等は、あきる野市社会福祉協議会（以下、「当会」という）の事業にも大きな影響を与える可能性がある。

当会において、平成27年度は設立20年を迎え、あきる野市の20周年事業とともに、記念事業を開催する。また、平成28年度から32年度までの当会が進める地域福祉の方向性を定める「あきる野市地域福祉活動計画」策定の年でもあり、策定委員会を立ち上げて、新たな5年間の計画づくりを進めていく。

このような激動の中、今後2～3年が社協の正念場となる。このことを肝に銘じ、あきる野市の地域福祉の向上のため、役職員一同が一丸となって邁進する。

2 重点目標

(1) 市民とともに協働のまちづくりを進める

本年も、ふれあい福祉委員会事業及びふれあいサロン事業を推進するとともに、ふれあい食事サービス事業、有償家事援助サービス事業、移送サービス事業等の市民参加型事業の展開を中心に、ボランティア・市民活動へ市民が気軽に参加できるよう各種事業を実施

する。

また、市内小・中・高等学校への福祉教育支援、「夏！体験ボランティア」及びボランティア養成講座等のボランティア活動の啓発事業により、「市民とともに協働のまちづくり」の実現に向けた事業を推進する。

(2) 利用者の視点に立った福祉サービスの提供

市民との協働により実施している、ふれあい食事サービス事業、有償家事援助サービス事業、福祉理容サービス事業などの市民参加型事業の実施に当たっては、引き続き利用する市民の皆様の立場に立ったサービスを提供する。

また、介護保険事業、障がい者通所施設等では、利用される方々と同じ視点に立ち、利用者自身が気づかない潜在的なニーズ発見に努め、生活の質を高めるための提案をする。

(3) 誰でも安心して受けられる相談支援体制の充実

地域包括支援センター（五日市はつらつセンター）、各種貸付事業及び福祉サービス総合支援事業などについて市民が安心して、気軽に相談できる支援体制の充実を図る。

(4) 市民の目線で見える社協の活動

当会が実施する福祉事業が市民に認知されるように、市民の目線に立った運営を行う。

また、市民ボランティアが行う福祉活動がはっきり市民に伝わり、活動内容が市民に理解され信頼されるよう、「あいネットあきる野」やホームページなどの広報活動の充実を図る。

1 社会福祉事業（予算 P18～21）

(1) 地域福祉活動推進事業（予算 P22～24）

ア 法人運営事業（予算 P25～27）

(ア) 組織運営事業

- ① 理事会・評議員会の執行並びに最高議決機関としての機能の充実と、その意思決定に基づき、合理的・効率的な事業展開が可能な組織づくりを図る。
- ② 財政基盤の強化を推進するため、介護保険事業や障害福祉サービス事業収益の安定、会費の用途をより明確にするとともに、当会の支援を目的にした福祉バザー及びあきる野市民チャリティゴルフ大会の実行委員会の活動を支援する。
- ③ 事業を円滑に運営するため、行政、町内会・自治会連合会、民生・児童委員協議会及び地域福祉関係団体等との密接な連絡調整を図るとともに、東京都社会福祉協議会及び西多摩ブロック各社会福祉協議会との連携を強化する。

(イ) 調査・研究事業

- ① 複雑・多様化する福祉サービスに的確に対応するため、他社協の状況等を把握し、事業運営に反映させる。
- ② 研修計画に基づき、関係諸機関の実施する研修に参加し、職員の資質向上を図る。
- ③ 平成28年度～32年度の5年間の社協の方向性を定める「あきる野市地域福祉活動計画（第4期）」を策定する。

(ウ) 普及宣伝事業

- ① 広報「あいネットあきる野」を隔月発行し、市民へ福祉情報を提供するとともに、設置スペースをより一層開拓し当会福祉事業への理解と福祉意識の啓発を図る。
- ② ホームページにより、各福祉事業内容の紹介や利用方法の案内、行事の日程などタイムリーな情報を公開し、利用者が社協の情報を得やすい環境を整備すると共に、積極的な情報の発信により開かれた社協を目指す。
- ③ 社協設立20年を迎えるため、記念事業を実施する。

(エ) 援護事業

- ① 火災等による罹災世帯に対し、行政と連携を取り災害見舞金を給付する。
- ② 寄付物品を收受し福祉施設等へ配付する。

イ 地域福祉事業（予算 P28～29）

(ア) 小地域福祉活動事業（ふれあい福祉委員会事業）

職員地区担当制により、福祉課題や地域課題の発見、住民との協力関係の構築並びに関係機関との連携を推進する。

- ① ふれあい福祉委員会の支援
- ② ふれあい福祉委員会連絡協議会の支援
- ③ 助成金の交付（自主財源）

(イ) ふれあいサロン事業

日常生活に課題を抱えている子育て中の親や高齢者等が、孤独、孤立とならないよう地域における居場所づくりを支援する。また、ふれあいサロンの運営や新規設置に向けた相談を受付けるとともに、参加者の抱える生活課題を把握し課題解決に向けた取り組みを行う。

- ① ふれあいサロン連絡会
- ② 助成金の交付
- ③ ふれあいサロンの運営
- ④ 子育て応援サロンの開催

(ウ) 身体障害者施術助成事業

身体障害者手帳を有する方を対象に、鍼、灸、マッサージ代等の施術料金の一部を自主財源より助成する。

(エ) 親子バスレク事業

障がい児（者）・ひとり親家庭の親子を対象に、レクリエーション事業を実施する。

(オ) 高齢者クラブ支援事業

市内の45クラブで組織する、あきる野市高齢者クラブ連合会の事務局として、毎月開催される三役会・理事会、社会奉仕活動、健康増進事業、女性委員会事業の運営。東京都老人クラブ連合会等関係機関との連絡事務を行う。

(カ) 福祉理容サービス事業

寝たきりや障がいなどの理由で外出困難な方を対象に、「あきる野市福祉理美容の会」の協力を得て、自宅訪問により理容を実施する。

(キ) 福祉用具貸出事業

福祉用具（車椅子、デイジー図書再生機）、福祉教育機材（小型点字器、高齢者体験キット、アイマスク、白杖）及びイベント機材（テント、綿菓子製造機、ポップコーン製造機、かき氷製造機、プレイサークル）の貸し出しを行い地域福祉の向上を図る。

(ク) ふれあいクリスマス会事業

秋川流域社会奉仕団体等により組織された、秋川流域ふれあいクリスマス会2015実行委員会が実施する、ふれあいクリスマス会に助成・支援する。
なお、日の出町社協・檜原村社協と協働で事務局を担当する。

ウ 在宅福祉事業（予算 P30～31）

(ア) 家事援助サービス事業

高齢者や障がい者及びひとり親家庭等で、公的な制度では対象とならない援助（主として家事援助）を必要とする世帯に、地域住民のたすけあい活動により実施する。

- ①協力員研修会等を必要に応じて実施
- ②利用者・協力員交流会の開催（移送サービス事業合同）

(イ) 移送サービス事業

高齢者や障がい者等で公共の交通機関等の利用（移動）が困難な方に、社協の車両を使用して、病院等への送迎を地域住民のたすけあい活動により実施する。

- ①協力員研修会等を必要に応じて実施
- ②利用者・協力員交流会の開催（家事援助サービス事業合同）

(ウ) 障害児（者）一時預かり事業

日常生活において介護を要する障がい児（者）で、愛の手帳または身体障害者手帳を所持する方のいる世帯において、保護者又はその家族の疾病等により介護が一時的に困難となる場合に、地域住民のたすけあい活動により実施する。

なお、公的サービスの充実により、家事援助サービス事業で包括的に実施する。

(エ) ふれあい食事サービス事業

70歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯及びこれに準ずる世帯、障がい者世帯等で、ご自宅での調理が困難な方を対象に、週1回（水曜日または木曜日）ボランティアの協力によりご自宅へお弁当を届ける。

- ① 連絡会の実施
- ② 研修会の実施
- ③ ボランティア助成金の交付（自主財源）

エ ボランティア活動推進事業（予算 P32～33）

ボランティア・市民活動に多くの市民が自発的に参加できるよう、各種情報を収集・整備し、各種相談への対応が可能となるよう努める。また、あきる野ボランティア・市民活動センターが広く認知されるように、市民と一体となった事業の企画、啓発講座の開催、PR活動に努める。

(ア) ボランティア・市民活動への啓発（きっかけづくり）

多くの市民がボランティア活動を始めるきっかけとなるよう、以下の啓発講座等を実施する。また、ボランティア・市民活動団体等と協働し事業等を実施する。

- ① 傾聴ボランティア養成講座及び傾聴ボランティアフォローアップ講座
- ② 調理ボランティア体験料理教室
- ③ 保育ボランティア養成講座
- ④ サンタクロースボランティア事業
- ⑤ ボランティア・市民活動団体との共催事業
- ⑥ 夏！体験ボランティア事業

(イ) 相談、情報発信、連携

- ① 相談体制の充実
- ② ボランティア情報等の発信
- ③ 西多摩ブロック各社協ボランティアセンター等との連携

(ウ) ボランティア・市民活動団体等の登録及び支援

- ① ボランティア・市民活動団体登録
- ② 個人ボランティア登録

③ 演芸ボランティア登録

④ ボランティアルームの貸出等

(エ) ボランティア・市民活動団体事業費助成

ボランティア・市民活動団体が実施する社会福祉等に関する研修会及び地域福祉の向上を図ると認められる事業等の事業費を自主財源により助成し、団体の事業の企画、実施の支援をする。

(オ) 学校授業協力

教育機関で実施する福祉活動へのアドバイス及び必要に応じ、関係機関やボランティア団体の紹介・連絡調整を図り、学校における福祉教育の支援を行う。

(カ) ボランティア活動保険及び行事保険の受付

ボランティア活動中の事故に備える、ボランティア保険とボランティア・市民活動団体等が行事を行う際の行事保険の紹介及び加入手続きの受付事務を行う。

(キ) 災害ボランティアセンター事業

市内での災害発生に備え、災害ボランティア養成講座等の開催や災害ボランティア事前登録を進め、市民へ啓発を行う。また、災害ボランティアセンター設置・運営訓練を行い迅速に支援活動ができるように平時から備える。

① 災害ボランティア養成講座等の開催

② 災害ボランティア事前登録

③ 災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施及びマニュアルの改訂

④ 災害ボランティア情報の発信及びホームページ等の準備

⑤ 市役所、西多摩ブロック各社協、ふれあい福祉委員会連絡協議会、ボランティア・市民活動団体等をはじめとした関係機関との連携

⑥ 東京ボランティア・市民活動センター等が行う災害関連の研修等への参加

オ 手話通訳奉仕員派遣受託事業（予算 P34）

聴覚障がい者及び言語障がい者に対する福祉の増進を目的として、家庭生活及び社会生活を営むうえで支障がある場合に手話通訳奉仕員を派遣する。

①奉仕員研修会及び連絡会を必要に応じて実施

②あきる野市役所本庁舎へ、ボランティアによる奉仕員の派遣

カ 生活福祉資金貸付事務受託事業（予算 P35）

(ア) 生活福祉資金貸付事業

生活福祉資金貸付事業は、所得の少ない世帯、障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯で、民生・児童委員の相談援助活動のもと、貸付基準（生活費の

不足ではない具体的な利用目的があり、他の資金が利用できず、未払いで償還の見込みが立つ)に該当する世帯に対し、資金の貸付と必要な援助活動を行う。

(イ) 臨時特例つなぎ資金貸付事業

あきる野市に住居希望の住居のない離職者で、離職者を支援する失業給付や生活保護・住宅手当等の公的給付及び公的貸付制度の申請を受理されている方で、給付開始までの生活に困窮している世帯に10万円までの資金を貸付ける。

キ 受験生チャレンジ支援貸付事務受託事業 (予算 P36)

平成25年度に新設された低所得者・離職者対策事業の一つである、受験生チャレンジ支援貸付事業(低所得世帯に対し、学習塾等受講料及び大学受験料へのチャレンジ支援貸付事業の受付を行うもの)を実施する。

ク 地域福祉権利擁護事業 (予算 P37~38)

認知症や物忘れのある高齢者、知的障がい者、精神障がい者を対象に、利用者本人が支援計画や契約内容に合意した上で、利用者本人と契約を結び、生活支援員が有償で次のようなサービスを実施する。

(ア) サービス実施内容

- ① 福祉サービスの利用に関する援助
- ② 日常的な金銭管理サービス
- ③ 書類等の預かりサービス

(イ) 周知活動の強化

講座等の開催

(ウ) 関係機関との連携

(エ) 相談受付の強化

ケ 成年後見制度推進事業 (予算 P39~40)

成年後見制度の説明や制度利用に必要な費用・手続きに関する説明、情報提供及び支援、成年後見制度に関わる相談等に対応し、成年後見制度の利用を推進する。

(ア) 福祉サービス総合支援事業

- ① 利用者サポート
- ② 福祉サービス利用援助事業
- ③ 苦情対応機関等の設置

(イ) 成年後見活用あんしん生活創造事業

- ① 成年後見人等の支援
- ② 地域ネットワークの活用

③ 運営委員会等の設置

コ 介護支援ポイント制度事務受託事業（予算 P41）

介護支援ポイント受託事業管理機関として、次の業務を行う。

- ① 介護支援ボランティアの登録及び管理
- ② 介護支援ボランティア手帳の交付
- ③ 介護支援ボランティアのボランティア活動先の調整等
- ④ 評価ポイントの付与及び管理
- ⑤ 評価ポイント転換交付金の資金管理及び交付

（2） 歳末たすけあい運動事業（予算 P42）

ア 歳末たすけあい運動事業

共同募金の一環である歳末たすけあい運動を、12月1日～12月31日までの期間で実施する。又、募金活動に関しては、「歳末たすけあい・地域福祉活動募金」の名称で、窓口や広報を通じて広く市民に周知し、町内会・自治会の協力を得て実施する。

なお、募金の活用に関しては、あきる野市地区配分推薦委員会の推薦を経て申請された事業を東京都共同募金会が審査し、地域福祉の推進を図る事業へ配分される。

（3） 介護保険等事業（予算 P43～44）

ア 居宅介護支援事業（予算 P45～46）

介護保険制度に基づき、利用者が自分の有する能力に応じた生活を在宅において営むことができるよう、次のような各種支援を行う。

- (ア) ケアマネジメント・プロセス（①アセスメント、②居宅サービス計画書の作成、③サービス担当者会議の開催、④モニタリング）を踏まえ、「自立支援に資するケアマネジメント」の実施に努める。
- (イ) 主治医及びサービス事業者間の連携を図るとともに、サービスの質の向上に努める。
- (ウ) 要介護認定申請者（更新者）に対する要介護認定調査を行うとともに、指定市町村事務受託法人として、あきる野市の新規申請者への要介護認定調査を行う。
- (エ) 平成27年4月に行われる介護保険法の改正に関する情報を的確に把握し、今後の事業展開について検討する。

イ 訪問介護事業（予算 P47～48）

介護保険制度に基づき、要介護及び要支援認定を受けた方が、自分の有する能力に応じた生活を在宅において営むことができるよう、ホームヘルパーを派遣し、次

のような各種支援を行う。

- (ア) ケアマネジャーが作成する居宅サービス計画に基づいて、訪問介護サービス計画を作成し、利用者の自立を支援する。
- (イ) サービス事業所としての質の向上を目的とした特定事業所加算（Ⅱ）を継続する。
- (ウ) 介護保険法に基づく運営基準を遵守するとともに、質の高いヘルパーを確保するため、労働条件の向上に努める。
- (エ) 平成27年4月に行われる介護保険法の改正に関する情報を的確に把握し、今後の事業展開について検討する。

ウ 障害福祉サービス事業（予算 P49～50）

障害者総合支援法における居宅介護事業の障害認定を受けた身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者が自分の有する能力に応じた生活を在宅において営むことができるよう、ホームヘルパーを派遣する。また、市内のグループホーム等に居住する方へ地域生活支援事業における移動支援事業を提供する。

- (ア) 本人の意向を聞き、居宅介護計画を作成し、利用者の自立を支援する。
- (イ) サービス事業所としての質の向上を目的とした特定事業所加算（Ⅱ）を継続する。
- (ウ) 障害者総合支援法に基づく運営基準を遵守するとともに、質の高いヘルパーを確保するため、労働条件の向上に努める。
- (エ) 平成27年4月に行われる障害者総合支援法の改正に関する情報を的確に把握し、今後の事業展開について検討する。

（４） こすもす福祉作業所運営事業（予算 P51～52）

ア こすもす運営事業（予算 P53～54）

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号。「以下、障害者総合支援法」）に基づく、生活介護事業、就労継続支援B型事業を実施する。

イ 就労継続支援事業（予算 P55）

就労継続支援B型事業では、障害者総合支援法施行規則第六条の十第二号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練を適切かつ効果的に実施する。

ウ 生活介護事業（予算 P56）

生活介護事業では、障害者総合支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19

号以下「施行規則という。」第二条の四に規定するものに対して、排せつ又は食事の介護等を行い、創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、その他諸活動を適切かつ効果的に実施する。

(5) 希望の家・ひばり分室運営事業（予算 P57～61）

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく、生活介護事業を実施する。

生活介護事業では、障害者総合支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。）第二条の四に規定するものに対して、排せつ又は食事の介護等を行い、創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、その他諸活動を適切かつ効果的に実施する。

2 公益事業（予算 P62～63）

(1) 地域包括支援センター事業（五日市はつらつセンター）（予算 P64～65）

五日市地区を担当する地域包括支援センター事業をあきる野市から受託し、次の事業を実施するほか、関係機関及び関係団体との連携を推進・強化し、地域の高齢者及びその家族が安心して暮らせるよう支援していく。

ア 指定介護予防支援事業

指定介護予防支援事業所として、介護保険認定、要支援1及び要支援2の方への介護予防サービス計画書作成を通じ、自立に向けた支援を推進する。

イ 包括的支援事業

高齢者はつらつセンターや関係機関及び地域の関係者等との連携を強化し、事業を実施する。

- (ア) 介護予防ケアマネジメント業務
- (イ) 総合相談支援業務
- (ウ) 権利擁護業務
- (エ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ウ 任意事業

地域の高齢者が、住みなれた地域でその人らしい生活を継続できるように介護者等に地域の実情に応じた必要な事業を行う。

- (ア) 認知症サポーター養成講座の実施
- (イ) 介護教室等の実施

【重点項目】

- 1) 市民向けに認知症の理解を広める目的で、映画上映会を実施する。

- 2) 地域ニーズを把握するように努める。
- 3) 市と十分協議し、介護予防・日常生活支援総合事業への移行準備を進める。

(2) 秋川ふれあいセンター施設管理運営事業（予算 P66）

あきる野市から施設の管理・運営を受託した秋川ふれあいセンターについて、地域に根付いた福祉活動の拠点とし、多くの市民が利用できるような施設とするための事業を積極的に展開していく。

ア 施設維持管理事業

秋川ふれあいセンターを、市民が安全で安心かつ快適に使用できるように、法律等に基づき、センター内の機器、施設の点検、検査、保守等の業務を行うとともに、施設の状況を常に点検・把握して良好な維持管理に努める。

イ 施設貸出し事業

センターの貸出し施設である「ふれあいホール」「第1・第2・第3会議室」「寿の間」について、休館日等を見直すことにより、施設利用者の利便性の向上及び充実を図る。また、ホームページ、パンフレット等を活用し、多くの市民に貸出し施設を利用してもらえるように努める。

ウ 施設活用事業

高齢者、障がい者、子育て世代等を対象に、様々な公演、研修、講習会等を実施する地域活動の拠点としての活用を図る。同時に、ボランティア団体等の活動が充実するよう、地域に根ざす開かれた施設を目指す。また、センターが明るく気持ちの良い施設となるように、グリーンボランティアやデザインボランティアの協力により、庭の花壇づくりや、施設内の案内の掲示や配置について、分かりやすいものに変える。

3 その他の事業

(1) 東京都共同募金会事業（赤い羽根共同募金）

東京都共同募金会あきる野地区協力会の事務を担当し、赤い羽根共同募金運動に協力する。また、平成23年度に設置した配分推薦委員会により、市内の福祉施設・団体からの申請を受け付け、東京都共同募金会への地域配分の推薦を協議する。

なお、募金の配分を受けた福祉施設・団体の事業内容は、赤い羽根データベース「はねっと」にて広く市民に情報公開する。

(2) 日本赤十字社事業

ア 日本赤十字社東京都支部あきる野市地区事務局活動を市に代わって実施する。

- ① 赤十字社員（会員）・活動資金（社資）募集における、収納事務を行う。
 - ② 火災・風水害等による罹災世帯に対し、災害救援品を配付する。
 - ③ 各種災害等における義援金受付事務を行う。
- イ あきる野市赤十字奉仕団事務局活動
- あきる野市赤十字奉仕団が行う、年間に渡るボランティア活動・講座・研修における事務局を担当する。

（３） あきる野市遺族会事務事業（市の事業を代行）

市内 7 支部で組織する、あきる野市遺族会の事務局として、あきる野市と共催で実施する戦没者追悼式や、国と東京都で行なう戦没者追悼式の実施と参加に係る事務等を行なうとともに、国や東京都、東京都遺族連合会等関係機関との連絡調整に係る事務を行う。

（４） あきる野市介護事業者連絡協議会事務局事業

市内を事業の実施地域とする 110 か所の介護サービス事業者による連絡協議会の事務局業務を担当する。

（５） チャリティ事業への支援

ア あきる野市民チャリティゴルフ大会

市民相互の親睦と福祉に貢献することを目的に組織された実行委員会及びあきる野市内のゴルフ場（東京五日市カントリー倶楽部・立川国際カントリー倶楽部）の協力により実施する、あきる野市民チャリティゴルフ大会を支援する。

イ 福祉バザー

収益金を社協に寄付し地域福祉に寄与することを目的に、町内会・自治会、ふれあい福祉委員会、ボランティア団体等の協力により組織された実行委員会が実施する第 20 回福祉バザーを支援する。